

中 央 集 権 化 政 策		身 分 制 度・経 激 政 策
1869年 薩摩・長州・土佐・肥前版籍奉還 (王土民思想に基づき版(土地)と籍(人民)を天皇に返上)	建議=大久保利通 [薩摩藩主]・木戸孝允 [長州藩主] 薩長土肥の4藩主が奉還を申し出、諸藩主もこれにならう →旧藩主は知藩事に任命され、徵税・軍事など藩政にあたる =旧大名の実質的温存(江戸時代と変わらない) ★旧藩主の家禄(政府が支給する給与)は旧来の石高の10分の1 =華族・士族などに対して俸禄の代わりに支給する給与	1869年 四民平等(公家・大名・華族・武士・農・工・商→平民) 足軽などの下級武士は卒
1869年 官制改革(太政官(行政)の上位に神祇官(祭祇)を設置)		1869年 天皇 ①奉還 ②任命 藩(土地) 藩主 稽(人民) 知藩事(地方長官) 中央府知事 県令 ③クビにされ、東京に強制移住 ④任命→派遣 →国内の政治的統一が完成 =中央政府に権力が集中
1871年 廃藩置県 (藩を廃止し、政府直轄領の県を設置)	①薩長土3藩から集めた(御)親兵(のち近衛兵)の武力を背景に断行 ②知藩事を罷免して東京居住一代わりに府知事・県令を中央から派遣	1871年 身分解放令(えた・非人の称を廃止し、新平民とする) 1871年 戸籍法(戸籍作成を全国的に統一する) but 差別は残る →壬申戸籍(1872)(最初の全国的統一戸籍として作成)
成功的理由 ★3府302県(1871.7)→3府72県(1871.11)→3府43県(1888)	①戊辰戦争の戦費などで諸藩の財政は窮乏していた ②諸藩の負債・藩士への家禄支給は政府が引き継ぐ	1871年 新貨条例(伊藤博文の建議で統一的貨幣制度を確立) ①円・銭・厘の10進法 江戸時代は両・分・朱の4進法(1両=4分=16朱) ②金本位制(建前上)の採用(欧米諸国に従う) アジア(銀本位)との貿易のため開港場に限り貿易銀(1円銀貨)の通用を認める =実質的には金銀複本位制
1871年 官制改革(神祇官を廃止し、三院(正院・左院・右院)を設置)		
1872年 徴兵告諭(徴兵令の意図を説明) →血稅一揆(徴兵に反対して起きた農民一揆) 「西人コレヲシテ血稅トイフ」を誤解する 治安維持のため、内務省(1873)を設置し警察を統轄 →管轄下に川路利良の建議で東京に警視庁(1874)を設置		1872年 国立銀行条例(渋沢栄一の尽力)←伊藤博文の建議 ①アメリカのナショナル=バンクの制度を参考(民間の銀行) ②銀行に紙幣発行権を与えるが、紙幣の正貨(金貨)と交換を義務づける →1873年の第一国立銀行(頭取=渋沢栄一)を含め4行が設立 ★出資=三井組・小野組(→小野組と島田組は1874年に破産)
1873年 徴兵令(満20歳以上の男子に3年間の兵役義務) 構想=大村益次郎(長州藩主)のち、暗殺される 実現=山県有朋(長州藩主) 理念=国民皆兵(士族も平民も徴兵の対象) ★免役規定(官吏・官立学生・戸主・嗣子・代入料270円納入者) 役人・国立学生・親父・長男 実質徴兵率は10~20%→免役規定は1889年に全廃		民間の国立銀行の設立を許可するが、発行する紙幣は正貨(金貨)と交換できる兌換紙幣でなければならない but 紙幣を正貨と交換する人が続出し、国立銀行の経営が悪化
1871年 地租改正(財源の安定と近代的税制確立のため) 田畠勝手作りの許可	1872年 田畠永代売買の解禁	1873年 [士族の特権廃止] 1873年 秩禄奉還の法(あまり効果はあがらず) 希望者に秩禄公債と現金で数年分を一括支給 ★廃藩置県後も政府が華族・士族に支給していた 秩禄(家禄・賞典禄)が政府歳出の30%を占める 給料明治維新の功労者のみ
1872年 田畠永代売買の解禁	時に禁止された法令	
→土地所有者に地券を交付(土地所有権が明確化される) 土地所有の証明書で1872年の地券を特に壬申地券という		1876年 秩禄処分(金禄公債証書発行条例) 華族・士族への秩禄の支給を廃止し、秩禄受給者にもの禄高に応じて支給額の5~14年分を公債で支給 →公債は5年間の据え置きで年利5~7%を支給する ①5年間換金できず、その間は金利5~7%を受け取る ②士族は生活苦のために、商人に金禄公債証書を売却 →それを元手に商売を始めるが失敗=「士族の商法」 ③没落士族の授産事業=屯田兵制度(北海道の開拓)
1873年 地租改正条例(地租改正は1881年までにほぼ完了) 不安定な収穫による土地耕作者の現物納を改めて(税率は不統一), 地価の3%の地租を土地(地券)所有者に金納させる(小作料は現物納) 豊凶にかかわらず安定した税収を確保できるようになり, 政府の財政基盤が確立→この資金を元に殖産興業を推進 ★政府は従来の年貢による収入を減らさぬ方針で地租を決定 ★所有権が不明な入会地(山野などの共同利用地)は官有地へ編入		1876年 廃刀令(軍人・警官以外の帶刀を禁止)
1876年 地租改正反対一揆(茨城・三重・愛知・岐阜・壱で発生) 茨城大一揆(真壁騒動)・三重大一揆(伊勢暴動)	1877年 地租を2.5%に軽減★「竹槍でドンと突き出す二分五厘」	1876年 国立銀行条例改正(紙幣と正貨交換義務を削除) →153行の国立銀行設立(1879)ニ国立銀行が不換紙幣を発行 ★金禄公債証書を銀行設立の資本金とする特例を認める

地租改正の意義

ニ封建的領有制が解体し、近代的な地主・自作農の土地所有権が確立

日清・日朝関係	周辺地域
<p>く日清朝三国提携論></p>  <p>宗主国 朝貢</p> <p>朝属国(清以外とは領国)</p> <p>日朝修好条規(1876)</p> <p>日清修好条規(1871)</p>	<p>1869年 蝦夷地を北海道と改称 一開拓使(北海道の開拓・行政機関)設置 [北海道開拓事業]</p>
<p>1871年 日清修好条規(全権=伊達宗城〔宇和島藩主〕・李鴻章)</p> <p>(対等条約) ①協定開税制の相互承認・②領事裁判権の相互承認・③最恵国待遇条款はなし</p> <p>1871年 岩倉使節団派遣 (目的=条約改正の予備交渉と欧米の制度・文物の視察) 大使=岩倉具視〔右大臣〕 副使=大久保利通・木戸孝允・伊藤博文・山口尚芳 随行=久米邦武『米欧回覧実記』(随行記) 留学生=津田梅子〔女子英学塾を創設〕・山川捨松(大山巣の妻) のちの津田塾大〔初代陸相〕</p>	<p>1872年~開拓10年計画 ケブロン(米人)によるアメリカ式大農業法の導入 札幌農学校(高等農業教育機関→のちの北大) 建議=ケブロン/初代教頭=クラーク(米人) 卒業生=内村鑑三〔『万朝報』記者・無教会主義〕 新渡戸稟造〔武士道・国連事務局次長〕 ★札幌バンド(キリスト教信徒集団)</p>
<p>問題①=朝鮮の鎮国政策 問題②=士族の不満 EX. 四民平等・廃藩置県 →士族の不満解消策→征韓論(朝鮮が開国を拒否した場合は武力行使) =朝鮮と戦争を起こして開国</p> <p>1873年 岩倉使節団帰国→内治優先論(国内の整備を優先して征韓論に反対)</p> <p>1873年 明治六年の政変(征韓論を却下された征韓派が一斉に下野) 西郷隆盛・板垣退助・後藤象二郎・江藤新平・副島種臣らが参議を辞任</p>	<p>1874年 地域</p> <p>1874年 征台の役(台湾出兵)(指揮=西郷従道) →これに反対した木戸孝允が参議を辞任(政府を下野) 1874年 日清互換条款(ウェード〔駐清英公使〕の調停で清国が賠償金を払い解決) 全権=大久保利通・清国は琉球を事实上日本領と認めたことになる</p> <p>1875年 江華島事件(日本軍艦江華島が挑発行為を行い、砲撃を受けたため占領) 全面戦争ではなく小規模戦争を起こして士族の不満解消・朝鮮を開国させよう</p> <p>1876年 日朝修好条規(朝鮮との日本有利な不平等条約) 全権=黒田清隆・井上馨 ①朝鮮を「自主の国」として清国との宗属関係を否定 ②釜山・仁川・元山の開港 ③日本の領事裁判権・関税免除の承認</p> 
<p>[NOTE]</p> <p>幕府 ④=現物納(米納)・税率は不統一 →収穫高(農作・凶作)に応じ 税収が増減するため不安定</p> <p>土地耕作者 (不平等) ①納稅法を金納にさせる →小作人に転落 or 都市に流入</p>	<p>政府 従来の年貢平均収入から 土地の価値(地価)を決定 →証明書として地券を交付</p> <p>土地(地券)所有者 地価=100円 ④=現物納(米納)</p> <p>1875年 横断地図(1875年の国境) 1854年の国境</p>

北海道の開拓が忙しいので樺太の開拓は無理